

高知くらしの護身術

262

回線契約

断るならきっぱりと

(2012年10月9日掲載原稿)

最近、光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約を勧める電話が強引だ。何度断ってもかかってくるといった相談が増えています。

しつこい勧誘電話に困って「契約するかどうかわからないが資料だけ送って」と言ったところ、数日後、書類が届き、すでに契約をしたことになっていたという相談も寄せられています。

断る際には曖昧な返事をせず、「契約をするつもりはない」とはっきり伝えましょう。

また、光回線契約の勧誘があり「安くなる」と説明されたので契約をしたが、実際は安くならなかったという相談も増えています。

光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約は特定商取引法の適用を受けていないため、クーリングオフ制度がありません。解約の際に高額な手数料が発生する場合があります。安くなると説明されて契約をしたのに実際は安くならなかった場合は契約を取り消したり、解除することができる場合がありますので、お住まいの地域の消費生活センター、消費生活担当窓口までご相談ください。

また、工事の実施前であれば、電気通信事業者は無償契約解除にに応じていますので、契約業者への問合せをしてください。

電話勧誘をしている事業者は大手電話会社の名前を名乗る場合が多いようですが、殆ど代理店からの勧誘電話です。実際の事業者名・担当者名・連絡先をきちんと確認しましょう。

契約をする前に現在加入している光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約の料金がいくらで解約するためには手数料がどのくらいかかるのか、回線がいつ繋がるか、事前に確認しましょう。